

事業の進め方

街なみ環境整備事業は、住民と行政が協力して、事業が始まります

住宅等の修景整備を行い、地域固有の景観を守り、育てたい地区

ゆとりある居住環境を整備したい地区

生活道路が未整備な地区

街に新たな魅力を加えたい地区

このような地区で

統一性のある街なみを整備したい。
道路をきれいにしたい。
地域の良好なコミュニティを形成したい。
住民のまちづくりの活動の場がほしい。
昔ながらの街なみを残しながら、良好な景観を整備したい。
子供の遊び場がほしい。

など「まちづくりの発意」によって

協議会の設置・整備方針の検討（住民・市町村等）

良好な景観形成のための検討活動やワークショップなど、街なみ環境整備事業の実施に向けた協議会活動等を行います。



整備方針の策定（市町村等）

街なみ環境整備促進区域、地区施設、住宅地等の整備に関する基本方針、区域の整備予定時期等を定めます。

（国土交通大臣の承認）

街づくり協定の締結（住民）

協定の対象となる土地の区域、住宅等の整備、維持管理に関する事項、地区施設等の維持管理に関する事項等を定めます。

街づくり協定の締結等を省略できる場合

街づくり協定の承認（市町村等）

事業計画の策定（市町村等）

実際に整備を行う事業内容等を定めます。

（国土交通大臣の同意）

街なみ環境整備事業の実施

条例等により、住宅等の整備及び維持管理に関する事項等が定められている場合。